

安来市耐震診断用機器貸出利用規約

この安来市耐震診断用機器貸出利用規約（以下「本規約」という。）は、耐震診断の啓発と技術の向上を目的とし、市が貸し出す耐震診断用の機器（以下「機器」という。）の利用に関する条件を定めるものです。機器を利用する者（以下「利用者」という。）は、機器の利用前に必ず本規約の内容を確認の上同意し、機器の利用に際しては本規約の条件を遵守するものとします。

（機器の使用許諾及び利用条件）

第1条 利用者は、利用前に耐震診断用機器貸出申込書（以下「貸出申込書」という。）を提出することとします。

2 市は、利用者に対し、機器を無償で貸し出します。

3 機器の利用に当たっては、利用者の責任において機器ごとの使用説明書に沿って適正に使用することとします。

4 機器の使用場所は安来市内に限ることとします。

5 1回の機器の貸出期間は、原則1日以内（午前8時30分から午後5時まで）とします。

6 機器の返却に際しては、不具合、破損等の有無を確認し市関係者に伝えることとします。

7 利用者の責により機器等に故障、破損等の欠陥が生じた場合には修理費用は利用者の負担とします。

（禁止事項）

第2条 利用者は、機器の利用に関し、次の行為を行わないものとします。

（1）本規約に違反する行為

（2）機器の説明書に沿わない使用をする行為

（3）機器の分解等の改造をする行為

（4）貸出申込書に記載された以外の者に貸し出す行為

（無保証）

第3条 機器の利用は利用者の責任において行うものとし、市は一切の保証を行いません。

（免責）

第4条 機器の利用による結果及び機器を用いて行った行為の結果について、市は

利用者に対し何ら責任を負わないものとします。

- 2 市は、利用者による機器の利用に関し、利用者又は第三者に生じた直接損害、結果的損害、付随的損害又は逸失利益等の間接損害について、いかなる場合においても何ら責任を負わないものとします。

(規約違反)

第5条 利用者の機器の使用等が本規約に違反すると市が判断する場合、市は、当該利用者に対し機器の使用を差し止めることができるものとし、利用者は速やかに当該差止めに従うものとします。

(本規約の変更)

第6条 市は、本規約の内容を利用者に対して予告なく変更する場合があります。

この場合において、利用者は機器の内容及び利用条件について変更後の規約に従うことに同意するものとします。

- 2 変更後の規約については、機器の貸出前に明示するものとします。

附 則

本規約は、令和6年9月30日に制定し、同日施行します。